

## 根室市就職前職場体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労意欲のある非正規雇用者や求職者の就労意欲を高め、就業定着を促進する根室市就職前職場体験事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業を受けることができる者は、市内に在住する満15歳以上の非正規雇用者及び求職者のうち職場体験実習（以下「実習」という。）を希望する者とする。

2 事業の受入をすることができる者は、根室公共職業安定所へ雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める適用事業所登録を行っており、実習の受入を希望する事業所（以下「受入事業所」という。）とする。

(実習の内容等)

第3条 実習の内容等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 実習の内容 職業観を育成し、就業に向けた意欲を高めるためのものとする。
- (2) 実習の参加 1年度につき原則1人1回とする。
- (3) 実習の期間 1日以上で3日以内とする。
- (4) 実習の時間 1日あたりの実習時間は、受入事業所の所定労働時間を目安とし、1日5時間以上8時間以内とする。

(実習受講者の募集等)

第4条 実習の受講を希望する者は、市長に対し、職場体験実習参加申込書（様式第1号）を指定された期限までに提出しなければならない。

(受入事業所の募集等)

第5条 実習の受入を希望する事業所は、市長に対し、職場体験実習受入申込書（様式第2号）及び職場体験実習計画書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実習受講者及び受入事業所の決定等)

第6条 市長は、前2条の申請に基づき、実習を受講する者（以下「受講者」という。）と受入事業所について必要な調整を行った上で、職場体験実習可否決定通知書（様式第4号）により当該受講者に通知するものとする。

(謝礼金)

第7条 市長は、実習を受講する場合には、予算の範囲内において、次に掲げる費用を受講者及び受入事業所に支給するものとする。

- (1) 実習参加謝礼金 受講者へ支給する参加謝礼金の額は、1時間あたりの単価を職場体験実習実施時点において北海道労働局が定める最低賃金とし、これに実習の時間を乗じて得た額とする。
- (2) 実習受入事業所謝礼金 受入事業所へ支給する事業主謝礼金の額は、1時間あたり1,250円とし、これに実習の時間を乗じて得た額とする。

(費用負担)

第8条 実習に係る食費及び被服費（作業着）は、受講者の自己負担とする。

(事業報告書の提出)

第9条 実習を終了した受入事業所は、速やかに市長へ職場体験実習報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(傷害保険への加入)

第10条 市長は、受講者の事故に備えて、傷害保険に加入するものとし、その保険料は市が負担する。

(責任の帰属・免責)

第11条 実習期間中における事故に関しては、受講者は自らの責任において対応しなければならない。

2 受講者が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第12条 受講者が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、市に対しその損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第13条 受講者は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。